

保育所等を利用する保護者の方へ

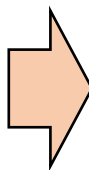
保育料・副食費の多子軽減制度の拡充について

平素より、本市教育・保育行政にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

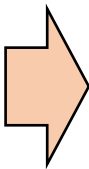
広島市では多子世帯への負担軽減策として、令和6年11月より認可保育所等の保育料・副食費について、きょうだいの年齢や保育所等の利用にかかわらず、保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合、第2子の保育料を半額に、第3子以降の保育料及び副食費を無料とします。

負担軽減の適用にあたり、原則、手続きは不要ですが、別居しているお子さんがいる場合、申出書等の提出が必要となります（監護するお子さんが全員同居の場合は、本市により確認ができるため提出は不要です。ただし、同住所別世帯の場合や、実態は同居でも住民票上別居になっている場合は、提出が必要です。）。

【保育園・認定こども園（保育園部）、地域型保育事業所を利用する場合】

所得割合算額	現行		令和6年11月以降
57,700 円以上の世帯	保育料：第2子半額、第3子以降無料 副食費：第3子以降無料 ⇒算定対象となるお子さんの年齢制限あり		保育料：第2子半額、第3子以降無料 副食費：第3子以降無料 ⇒算定対象となるお子さんの年齢制限なし
57,700 円未満の世帯	保育料：第2子半額、第3子以降無料 副食費：第1子から無料 ⇒算定対象となるお子さんの年齢制限なし		変更なし
77,101 円未満のひとり親世帯等	保育料：第2子以降無料 副食費：第1子から無料 ⇒算定対象となるお子さんの年齢制限なし		変更なし

【認定こども園（幼稚園部）、幼稚園を利用する場合】

所得割合算額	現行		令和6年11月以降
77,101 円以上の世帯	副食費：第3子以降無料 ⇒算定対象となるお子さんの年齢制限あり		副食費：第3子以降無料 ⇒算定対象となるお子さんの年齢制限なし
77,101 円未満の世帯	副食費：第1子から無料		変更なし

裏面へ続きます。
必ずご確認ください。

1 対象者

・認可保育所等（公立保育園、公立認定こども園、私立保育園、私立認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育事業所、事業所内保育事業所）、幼稚園）を利用するお子さん。

※企業主導型保育事業所は対象外です。

2 別居しているお子さんがいる場合

・別居しているお子さん（寮等にお住まいのお子さん）がいる場合、次の必要書類をご提出いただくことで、多子軽減の対象となる場合があります。該当の世帯については、毎年度、手続きが必要となります。

○必要書類

- ・多子世帯の保育料・副食費に係る申出書
- ・生計が同一であることを証明する書類

（例）

事項	提出書類
ア 健康保険等の被扶養者になっている場合	健康保険被保険者証等の写し
イ 定期的に送金がある場合	預金通帳または振込明細書等の写し
ウ その他、ア・イに準ずる場合	その事実を証明する書類

【問合せ先】

中区福祉課 TEL(082)504-2569

東区福祉課 TEL(082)568-7733

南区福祉課 TEL(082)250-4131

西区福祉課 TEL(082)294-6342

安佐南区福祉課 TEL(082)831-4945

安佐北区福祉課 TEL(082)819-0605

安芸区福祉課 TEL(082)821-2813

佐伯区福祉課 TEL(082)943-9732